平成２１年（フ）第４８３号
兵庫県川西市緑台３丁目２番地の65
債務者　長尾　榮治
1　決定年月日時　平成22年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月８日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第１３号
兵庫県川西市久代４－６－13アンボワーズ久代２－106、住民票上の住所大阪市住吉区長居１丁目５番24号
債務者　加藤　芳樹
1　決定年月日時　平成22年２月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月８日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第２７号
兵庫県宝塚市口谷東３丁目８番８－404号
債務者　山本　一晴
1　決定年月日時　平成22年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月８日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第３４号
兵庫県伊丹市寺本東１丁目７番25号、前住所神戸市東灘区深江北町３丁目10番25号
債務者　坂井　正義
1　決定年月日時　平成22年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月８日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第２３号
兵庫県尼崎市水堂町２丁目39番17号　有恒２番館201
債務者　米田　富美
1　決定年月日時　平成22年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月８日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第２８号
兵庫県尼崎市南武庫之荘10丁目５番３－604号
債務者　橋本　智恵（旧姓長島）
1　決定年月日時　平成22年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月８日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第５３号
兵庫県西宮市上之町23番15号
債務者　一川　和俊
1　決定年月日時　平成22年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月８日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第６４号
兵庫県尼崎市大庄西町１丁目18番５号
債務者　山田　忠男
1　決定年月日時　平成22年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月８日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第５９１号
宮崎市山崎町上ノ原1030番地　市営住宅254棟９号、前住所宮崎市中西町226番地１　ルアナエステート中西１号
債務者　濵砂美紀恵
1　決定年月日時　平成22年２月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月８日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第２７９号
沖縄県那覇市長田１丁目20番８号　タウンズ長田401
債務者　上原　幸男
1　決定年月日時　平成22年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月８日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第３６９号
沖縄県那覇市小禄４丁目10番地４
債務者　親川　良子
1　決定年月日時　平成22年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月８日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第３９６号
沖縄県那覇市松尾２丁目19番20号
債務者　義元　正建
1　決定年月日時　平成22年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月８日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第４９４号
沖縄県那覇市字小禄966番地５　コーポ角４－A
債務者　上原　純子（旧姓比嘉）
1　決定年月日時　平成22年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月８日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第５００号
沖縄県那覇市古波蔵３丁目１番18－407号　新城アパート４階
債務者　仲西　健一
1　決定年月日時　平成22年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月８日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第５１９号
沖縄県那覇市識名１丁目１番12－901号　ラフィーネ寄宮
債務者　比嘉　桂介
1　決定年月日時　平成22年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月８日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第５２６号
沖縄県浦添市宮城３丁目９番18－305号　栄アパート
債務者　諸見　安治（旧姓嶋袋）
1　決定年月日時　平成22年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月８日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第５４５号
沖縄県浦添市仲間１丁目24番12号
債務者　島仲　耕治
1　決定年月日時　平成22年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月８日まで
那覇地方裁判所民事第３部